

大洗町成年後見制度住民向け学習会を開催しました

令和2年11月20日（金）、大洗文化センターにて成年後見制度住民向け学習会を開催しました。当日は、大洗町住民の方39名のご参加のもと、講師に法テラス茨城の土井政人弁護士を招いて、「ある家族の事件～後見の事例について」をテーマにご講演をいただきました。



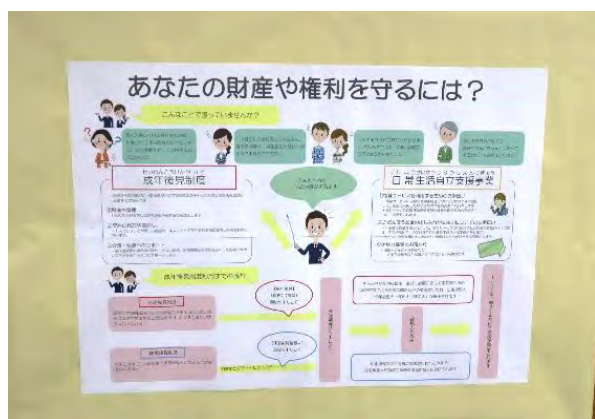
講演会は、1つの家族の様子が例として紹介され、「主人公の父親が認知症になったのではないか」という出来事から始まりました。

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方が、「遺産分割協議の話し合いに對等な立場で参加できない」、「消費者トラブルに巻き込まれてしまった」、「金融機関で定期預金の解約ができなくなった」、また、「契約行為ができなくなってしまった」、というような問題に直面した時、成年後見の申立てを考えるきっかけとなり、時には申立てをする必要性に結びつくことがあります。

今回の事例では、主人公の認知症高齢者である父親に成年後見人が就いたことで、トラブルの解決に至りました。

この事例を通して、「法定後見制度と任意後見制度について」、「後見人等の職責」や「どのように選任されるのか」、また「誰が後見人等になるのか」、「成年後見人にできることとできないこと」等、成年後見制度の概要について学びました。

この登場人物のキャラクターに親しみを感じられて、より理解を深めることができたのではないかと思います。



質疑応答では、参加者から「成年被後見人の財産の保全に関すること」、「親族後見人と専門職後見人の複数後見が選任されることのメリット、デメリット」、「報酬に関すること」についての質問があがりました。

会場内には成年後見制度に関する壁面を掲示しました。